

事業事前評価表

1. 協力対象事業名
ウガンダ共和国 第二次地方給水計画
2. 我が国が援助することの必要性・妥当性
<p>(1) 我が国が当該国に対し援助することの必要性・妥当性</p> <p>我が国はウガンダ国の民主化、経済改革、構造調整への取り組みを支援するため、農業、社会基盤整備、人的資源開発等の分野における無償資金協力および技術協力を実施してきた。今後も、97年7月の経済協力協議、99年8月のプロジェクト確認調査におけるウガンダ側との協議、およびウガンダ国「貧困撲滅行動計画(PEAP、1997年)」等を踏まえ、基礎基盤整備、人的資源開発、基礎生活支援および農業開発に重点を置いた無償資金協力、技術協力を中心とした協力を検討していくこととしている。</p> <p>(2) 当該プロジェクトを実施することの必要性・妥当性</p> <p>ウガンダ国では給水施設建設による安全な飲料水の安定した供給を PEAP の柱のひとつである「貧困層の生活環境の改善」に資するものと位置付けており、「地方給水・衛生戦略投資計画(SIP15)」においては2015年に地方給水率を100%とすることを目標としている。我が国は1997年に無償資金協力「地方給水計画」を実施し、ウガンダ国中央部のムピギ、ムベンデ、キボガ県において給水施設が建設された。本計画協力対象のマサカ県、ムコノ県及びカユンガ県は既協力対象県に隣接し、地方部の給水率は、各々34.5%、59.1%及び48.6%と低い水準にとどまっている。したがって、給水施設を建設し安全な水の安定的な供給を受ける人口を増加させ、貧困層の多い地方部の生活環境を改善することが緊急の課題となっている。さらに、地方分権化に伴い、給水・衛生事業の実施も中央政府の水・土地・環境省水開発局から県水事務所に権限が委譲されつつあり、県水事務所の事業実施能力の強化も課題となっている。</p>
3. 協力対象事業の目的(プロジェクト目標)
ムコノ県、カユンガ県及びマサカ県において、ハンドポンプ付深井戸給水施設建設、地下水開発調査・啓発教育活動用機材の調達を実施することにより、対象地域住民に対し安全な飲料水が安定的に供給される。
4. 協力対象事業の内容
<p>(1) 対象地域</p> <p>ウガンダ国ムコノ県、マサカ県、カユンガ県、</p> <p>(2) アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 120 相当の村落に各村落に 1 基のハンドポンプ付き深井戸給水施設が整備される。 <p>(3) インプット</p> <p>【日本側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削総延長 11,970m(深井戸給水施設 120ヶ所相当)の井戸掘削及びハンドポンプ据付等上部構造物建設の実施 ・ 地下水開発調査及び住民啓発・衛生教育活動のための機材の調達 ・ 住民による給水施設の持続的運営・維持管理に向けた啓発・衛生教育活動の支援 <p>【相手国側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民啓発・衛生教育活動に従事する給水官、村落開発官等の確保 ・ 井戸建設用地の確保

- ・ アクセス道路の確保、水源保護用フェンス取り付け、浸透枘建設

(4) 総事業費

概算事業費 7.03 億円(日本側 6.75 億円、相手国側 0.28 億円)

(5) スケジュール

詳細設計期間を含め約 31 ヶ月を予定

(6) 実施体制

実施機関：水・土地・環境省水開発局

5. プロジェクトの成果

(1) プロジェクトの裨益対象の範囲および規模

ウガンダ国ムコノ県、マサカ県、カユンガ県

裨益人口：約 36,000 人

(2) 事業の目的（プロジェクト目標）達成を示す成果指標

成果指標	事業実施前(2003年)			事業実施後(2006年)		
	マサカ県	ムコノ県	カユンガ県	マサカ県	ムコノ県	カユンガ県
地方給水普及率	34.5%	59.1%	48.6%	36.3%	60.8%	50.9%
地方給水人口	290,244	346,595	236,210	304,944	356,495	247,610
対象村落給水水質	ウガンダ国水質基準値を超える水質項目がある。			全ての水質項目がウガンダ国水質基準地を超えない。		
対象村落における水料金の徴収が継続されている水衛生委員会数	0	0	0	49	33	38

(3) その他の成果指標

水因性疾病罹患症例の減少

6. 外部要因リスク（事業の目的(プロジェクト目標)の達成に関するもの）

- ・ 施工段階において井戸成功率（既存井戸データの解析と物理探査結果により設定）が著しく低下しない。
- ・ 地方給水・衛生事業に関わる県政府の職員の雇用を含めた事業実施に必要な予算が継続的に確保される。
- ・ 人口の急激な増加がない。

7. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる成果指標

- ・ 地方給水普及率
- ・ 地方給水人口
- ・ 水質
- ・ 対象村落における水料金の徴収が継続されている水衛生委員会数

(2) 評価のタイミング

2006 年以降